令和７年第１回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

１．開催日時　令和７年３月10日
１．開催場所　西予市議会第２委員会室
１．開　　会　令和７年３月10日
　　午前８時５７分
１．散　　会　令和７年３月10日
　　午後３時３３分
１．出　席　委　員
　委員長　　中村　一雅
　副委員長　酒井　宇之吉
　委員　　大森　揚子
　委員　　加藤　美香
　委員　　小玉　忠重
　委員　　源　　正樹
１．欠　席　委　員
　なし
１．出席説明員
　生活福祉部長
　兼福祉事務所長　　長野　静香
　医療介護部長　　浅野　幸彦
　福祉課長　　竹内　克之
　長寿介護課長　　小玉　浩幸
　市民病院事務長　　麓　　寿春
　野村病院事務長　　垣内　千幸
　つくし苑事務長　　亀岡　敦志
　福祉課長補佐　　田村多八郎
　福祉課長補佐　　村上　英治
　福祉課係長　　細谷　涼子
　福祉課係長　　中井由紀子
　福祉課係長　　辰己　英作
　長寿介護課長補佐　　竹中　千恵
　長寿介護課保健師長　　山下　弘子
　長寿介護課係長　　山下　元紀
　長寿介護課係長　　末光　文治
　医療対策室長　　片山　裕介
　医療対策室係長　　宇都宮雅己
　医療対策室係長　　大野本　幸
　市民病院事務長補佐　　竹内　寿男
　市民病院係長　　稲葉　和司
　野村病院事務長補佐　　兵頭　　真
　野村病院係長　　松本　理恵
　つくし苑事務長補佐　　松崎　美智
１．出席議会事務局職員
　書記　　脇本　美登利

１．会議に付した事件
議案第23号　西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第40号　令和７年度西予市一般会計予算
議案第44号　令和７年度西予市介護保険特別会計予算
議案第48号　令和７年度西予市病院事業会計予算
議案第49号　令和７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
１．会　議　の　経　過　　別紙のとおり

開会　午前８時57分

【福祉事務所】

【福祉課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前８時 57 分）

早速議案審査に入りたいと思います。よろしくお願いします。

まず、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち福祉課所管分について、担当課長の説明を求めます。

○竹内福祉課長

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち福祉課所管分につきまして、予算書に基づき御説明をいたします。福祉課所管の全事務事業のうち、主立ったものを抜粋しての御説明とさせていただきます。

それでは一般会計予算書 78 ページをお開き願います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前８時 59 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前９時 02 分）

○竹内福祉課長

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございますが、令和７年度予算 5 億 4676 万 6000 円のうち、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業、職員給与費を除いて、福祉課所管事業分は 9958 万 5000 円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと 75 万 1000 円の増額となっております。

まず、社会福祉協議会運営補助事業 7068 万 2000 円でございますが、社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられており、地域福祉の担い手としての役割を果たす西予市社会福祉協議会の法人運営及び社会福祉事業に対し補助金を交付するものでございます。運営に係る人件費、事務費、事業費の一部を補助しており、前年度より 53 万 2000 円の増額となっておりますが、人件費の増額によるものでございます。

次に、民生児童委員活動推進事業と避難行動要支援者避難支援事業でございますが、これらは今年度まで、社会福祉総務費庶務事業の中で管理していましたけれども、個別の事業評価が必要と判断いたしまして、令和７年度からそれぞれ独立させたものでございます。まず、民生児童委員活動推進事業でございますが、民生委員児童委員はそれぞれ民生委員法、児童福祉法に基づいて、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員でございます。任期は３年で、ちょうど令和７年度が任期代わりとなっております。本市では、主任児童委員12名を含めまして、民生児童委員全体で164名の委員がおられますが、委員の皆様には、各担当地域において、住民の相談対応をはじめ訪問等による実態把握や見守り活動など、支援を必要とする住民と市や社会福祉協議会など関係機関を結ぶパイプ役として、重要な役割を担っていただいております。予算の主な内訳でございますが、委員の継続的な活動に対し、交通費などの費用として１人あたり年間で 13 万 9200 円、地区会長さんには 15 万 1200 円を費用弁償として支給することとし、そのほか、市民生児童委員協議会が行う活動に必要な経費などのほか、事務費などを予算計上させていただいております。

次に、避難行動要支援者避難支援事業についてでございますが、避難行動要支援者名簿を整理いたしまして、個別避難計画の作成を促進するために必要な郵便料及び事務費を計上しております。令和６年度は城川、三瓶地区で見直しを行いまして、これで全ての地区で見直しが終了をいたしました。令和７年度は未提出や新規の方を対象に、計画の周知と確認を行う予定としております。引き続き地域の防災意識の向上を図り、要支援者の避難体制の整備、円滑な避難支援の実施を目指してまいります。社会福祉総務費については以上でございます。

続きまして、予算書 83 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害者福祉費でございますが 16 億 5587 万 2000 円のうち、福祉課所管分は、職員給与費を除き事業予算分を 16 億 2148 万 2000 円計上いたしました。前年度と比較いたしますと 2 億 721 万 2000 円の増額となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

地域生活支援事業 4590 万 7000 円でございますが、障がい者がその能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に行い、誰もが安心して地域で生

活できるよう障害者総合支援法に基づいて、市が行う事業となっております。この地域生活支援事業には、障がい者御本人のほか、保護者、介護者などからの相談に応じる相談支援事業や、障がい者の日中の活動や介護者の休息、休養確保を支援するための日中一時支援、移動支援などがございます。また、聴覚障がい者の行政などでの事務手続や医療機関での診療などに手話通訳者を派遣するとともに、聴覚障がいや手話に対する理解関心を広め、手話奉仕員の養成を行うために、手話奉仕員養成講座を開催するコミュニケーション支援事業や、人工肛門などのための排せつ管理支援用具や紙おむつなど、日常生活用具の給付を行う日常生活用具給付事業などがございます。いずれも障がい者の地域での暮らしを支える重要な事業でございます。

次に、障害者総合支援給付事業の 13 億 757 万円でございますが、障がい者の方が能力や適性に応じた障害福祉サービスを利用して、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう支援するもので、介護給付、訓練等給付などに要する経費となります。この事業の需要につきましては年々増加しておりまして、特に自宅での入浴や排せつ、家事の介助などを行う居宅介護やグループホームでの生活を支援する共同生活援助、一般企業などで就労が困難な方に就労する機会を提供するとともに、能力などの向上のために必要な訓練を行います、就労継続支援Ｂ型事業所のサービス利用増加が顕著でございます。今後の見通しとしましては、サービス利用の多様化やサービス支給量の増加が進むほか、障がい者への理解の深まりとともに、各種サービスが充実し事業費はさらに増加傾向で推移するものと考えております。

次に、障害者自立支援医療費給付事業 5301 万 3000 円でございますが、この事業は、更生医療、療養介護医療が対象となり、心身の障がいを除去軽減し日常生活を維持するために、確実な治療効果が期待できる医療費の給付を行うものでございます。

次の重度心身障がい者医療費給付事業 1 億 1072 万 9000 円でございますが、この事業は重度の障がい者に対して医療機関等で保険診療された自己負担分を助成するものでございます。高額な医療費がかかる可能性の高い重度心身障がい者の経済的負担を軽くし、安心した生活を支援しております。障害者福祉費につきましては以上でございます。

続きまして、96 ページを御覧ください。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費でございますが、令和 7 年度予算 4777 万 6000 円のうち、職員給与費を除いて、生活保護総務費庶務事業など全５事業、予算 1290 万円を計上いたしました。前年度と比較しますと 127 万 9000 円の増額となっております。生活保護法の適正実施に当たりまして相談、訪問などに必要な事務経費などでございまして、生活困窮する市民に生活保護法の適否を判断するとともに、最低生活の保障と自立の助長を図る事業に係る費用を予算計上しております。主な事業について御説明させていただきます。

生活保護適正実施推進事業についてでございますが、医療扶助費は、生活保護扶助費の多くを占めておりまして、令和 7 年度は 434 万円の予算を計上しております。この事業は、医療扶助費の適正化を図るために被保護者のレセプトを点検し、重複受診や頻回受診をチェックするとともに、ジェネリック医薬品の使用促進及び健康管理支援による重症化予防の推進などを行っております。事業を行うに当たり、レセプト点検の外部委託、レセプト管理システムの活用及び医療扶助指導員による嘱託医協議や資格審査など、様々な方法を用いまして、医療扶助の適正受診指導に努めているところでございます。

次に予算書 97 ページをお開き願います。

3 款民生費、3 項生活保護費、2 目扶助費でございますが、令和 7 年度予算は 4 億 5379 万 2000 円を計上いたしました。前年度と比較しますと 7 万円の減額となっております。

生活保護扶助事業は、生活保護法に基づき生活に困窮している方に、困窮の程度に応じた保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。保護の内容には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などがございます。保護を受けようとする方は市の福祉事務所に保護申請を行い、貯金、預金、不動産などの資産調査、年金や就労収入の調査、就労の可能性の調査、親族の援助調査など、それらを経た後、保護の要否が判定されて保護を受けることとなります。現在４人のケースワーカーと

査察指導員１名を配置いたしまして業務に当たっております。被保護者の高齢化に伴いまして、医療扶助費が扶助費の中で大きな割合を占めることとなっております。生活保護費については、以上でございます。

次に 98 ページを御覧ください。

3 款民生費、4 項災害救助費、1 目災害救助費は、前年度から 61 万円を減額して 82 万 3000 円を計上しております。こちらの災害援助資金貸付事業 82 万 3000 円でございますが、平成 30 年７月豪雨災害時に実施いたしました災害援護資金の貸付につきまして、償還金などを計上するものでございます。

続きまして、令和７年度からのこども家庭センターの機能拡充に伴い、福祉課から同センターへ移管する事業及び予算について御説明をさせていただきます。

予算書の 83 ページにお戻りください。

ただいまからの御説明は、こども家庭センターへ移管する予算の説明でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害者福祉費でございますが 16 億 5587 万 2000 円のうち、福祉課からこども家庭センターへ移管する事業分といたしまして 7615 万 3000 円を計上しております。

障害者福祉費の事業としましては、特別児童扶養手当給付事業から育成医療給付事業までの全６事業となっております。そのうち、予算規模が大きな２つの事業を抜粋して御説明させていただきます。

まず、障害児通所支援給付等事業 6540 万円でございますが、この事業は、身体に障がいのある児童及び知的障がい、発達障がいなどのある児童を対象に、通所による療育支援を目的とするものでございます。通所支援、相談支援の提供により、適切な療育を促すとともに保護者の就労や休息の時間確保にもつながる制度でございます。障がい児の通所支援におけるニーズは年々増大しており、保護者の休息、休養、いわゆるレスパイトの確保支援や就労のニーズ、障がいの早期発見、早期療育といった流れからも、今後の見通しとしましては、増加傾向にあるものと思われます。

続きまして、障害児地域生活支援事業 621 万 6000 円でございますが、障がい児がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に行い、障がい児の福祉の増進を図り、誰もが安心して地域で生活できるよう、障害者総合支援法に基づいて市が行う事業となっております。この事業には地域で生活している障がい児、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供を行う相談支援事業や、障がい者の日中の活動や介護者のレスパイト確保のための日中一時支援、移動支援などがございます。いずれも障がい児の地域での暮らしを支える重要な事業でございます。

歳出予算の説明は以上となります。

歳入につきましては、事前に提出をさせていただいております資料の福祉課所管委員会説明資料（歳入）におきまして、充当先の事業や補助率など記載させていただいております。

また、こども家庭センター関係の歳入につきましては、子育て支援課から提出をしております歳入一覧にまとめてございます。それぞれお目通し御確認をいただきまして、説明のほうは割愛をさせていただきます。

福祉課所管分の説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○加藤委員

83 ページの障害者総合支援給付事業 13 億円についてお伺いいたします。まず、現在西予市において何人の方が認定を受けておられるのか、また、グループホームに入っておられる方、自宅におられる方の割合はどれぐらいになっているのかということをお聞きいたします。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 23 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前９時 27 分）

○竹内福祉課長

今ほどの加藤委員からの御質問につきましては、障がい福祉係長の細谷から回答をいたします。

○細谷福祉課係長

サービスの利用決定者数は 368 名、うち施設入所支援数 107 名、共同生活援助いわゆるグループホーム利用の方は 65 名となります。以上の数字

から在宅の方の数字は196名となります。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔委員長交代〕

○中村委員

先ほどの障害者福祉費の全般に関わることなんですけれども、総予算が16億5500万ぐらいで昨年に対して2億1000万ぐらい伸びてると。増額になってると。この増額になっている予算については、国や県の支出金のウエイトが高いのか、一般財源からの繰り出しが高いのか、そこの比率についてお答えできますか。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

この障害者福祉事業につきましては、国２分の１、県４分の１、市４分の１でそれぞれ負担しておりますので、その応分に応じて、今年度増額した予算についてもその応分を対応しております。

○中村委員

増額となった要因についてお尋ねします。福祉に関わる人が増えているのか、各個人の負担というか市の助成が重くなっているのか、そこの傾向についてお尋ねします。

○酒井副委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時30分）

○酒井副委員長

再開を告げる。（再開　午前９時31分）

○竹内福祉課長

障がい者数、人数の該当者の伸びは当然ございます。増えております。それと、今年度当初の報酬改定の影響が大きいです。令和６年度予算では、報酬改定に対応した予算を組んでおりませんでしたので、補正で対応させていただいたんですけれども、この令和７年度予算のほうで、それらを踏まえた予算を組みましたので増額となっております。また各種サービスがこのように充実をしてきているっていうところも予算の増につながっております。

〔委員長交代〕

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

96ページの生活保護の事業についてお尋ねをいたします。先ほどレセプトの点検で外部委託をしとるというふうに教えてもらいましたが、外部委託というのはどこに外部委託をされてるんでしょうか。

○竹内福祉課長

レセプトの点検外部委託は、ニチイ学館という民間事業者に委託をしております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○源委員

78ページの、1項社会福祉、民生児童委員活動推進事業に関して、今年末に、いわゆる３年の改選時期を迎えられると思いますが、先ほど説明の中で、今現在主任児童委員12名含め164名の方がされているというふうにあったと思います。今現在の西予市において、なり手不足という声も聞きますし、その辺りの、特に民生委員さんの現状について教えていただければと思います。

○竹内福祉課長

今164名という人数、近年この人数を維持しております。担当地域の統合問題とかいろいろございます。具体的に申しますと、旧宇和町に属します仁土地域でありますとか、もうかなり世帯数が少なくなっているところがあります。住所地で言いますと、石城地域になるんですけども、利便性とかそういった問題も含めまして、卯之町のほうの野田、小野田の方が担当するようにお話を進めておったりですね、ちょっと話が細かくなってしまいましたが、そういったようなことも、担当地域のそういう割り振りなんかもありますけれども、人数については、当面この人数で維持をしていく、今年も後継者のほうに繋げて維持をしたいところですけれども、１名今のところ減少するというお話をいただいているところでございます。

○源委員

まさに今１名減という話がありました。実を言うと、私は宇和のことしか分からないとこもあるんですけど、割と区域っていうのが昔から決まってて、実際できる人というわけじゃないですけれども、長い間同じ地区でやってらっしゃる方もいる。実際に担い手というか次どうなるんだろうと思ったときに、例えば自治会の区長のなり手でも一緒ですし、恐らくその人数っていうのは物すごく昔に比べて変動してると思います。特にこの市役所近辺もそうですし、いわゆる世帯数の多い行政区とそうじゃない行政区、これは宇和だけに限らずそれぞれあると思いますし、宇和と野村だけが高齢化率50％を切っている段階で、全体の高

齢化率も 45％ぐらいでそろそろ超えるんじゃないかと。その中でこれは自治会もそうなんだけど、民生児童委員のあり方というのも、人数も含めてこれから検討していく必要、早急に、とまでは言いませんが、５年後、10 年後を考えるときにそういったことも必要じゃないかなと思うんですが、そのあたりについてお考えがあればお願いします。

○竹内福祉課長

源委員の言われたとおりでありまして、実際、地域のいろんな役職で区長さんはじめ、なり手がございません。私は下松葉に住んでおりますけれども、人口が１番多い行政区でございますけども、区長のなり手がないとか、民生委員の選定にも毎回困るというような、多いところは多いところで誰かがやるからいいという、任せるというような姿勢もあったりして、少ない人口の行政区は、逆に当番で回ってくるとかいうことを割り切られておられたりするところがあるんですけども、総じて人口減少に伴った担い手不足っていうのは、これからどんどん深刻になっていこうかと思います。民生委員さんの中でも長い方もおられますし、次のあと１期だよって言いながらも、なり手がないからどんどん継続をしていただいてしまっているという状況がございますので、どこかでやはりこの定数の減少っていうのを、地域の今の人口のばらつきも踏まえて、検討をしていく必要があろうかと考えているところでございます。

○源委員

続きまして、予算書の 97 ページ法定受託事務になるんですが、生活保護扶助事業についてお尋ねします。現状西予市においての受給者数、そしてその推移についてまずお尋ねします。

○竹内福祉課長

生活保護を受けている世帯数、人数でございますが、今年令和７年２月１日現在の数字で、世帯数が 245 世帯そして人数は 279 人となっております。そして推移ですけれども、この令和に入ってからの数字で言いますとほぼ横ばいの状態です。微妙に増減があるんですけども、横ばいになっております。

○源委員

生活保護を受給されてる方は、基本的には高齢者の方が非常に多いと思います。例えば高齢者とか、いわゆる障がいを持たれてる方以外、一般的な世帯で受けられてる世帯っていうのは、現状どれぐらいおられるんでしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 41 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前９時 41 分）

○竹内福祉課長

今ほどの委員からの御質問につきましては、生活保護係長の辰己より御回答申し上げます。

○辰己福祉課係長

高齢者世帯、障がい者世帯以外ということなんですが、母子世帯が１世帯、傷病世帯が 13 世帯、それに当たらないものが 58 世帯となっております。

○源委員

そしたらもう１点、先ほどの竹内課長の説明の中で、現状４名のケースワーカーと１名の査察指導員の方で担当されてるってことを考えたら、１人あたりおおよそ４で割ると 60 世帯以上を担当されてると思うんですが、その具体的な内容について、ちょっと私も分からんとこあるんですが、それで対応できるのかどうかっていうことを教えていただければと思います。

○竹内福祉課長

保護受給者の方の中には、施設に入られている方もおられます。そういう方にも、当然面談は必要なんですけれども、そういう方については頻度を下げてお任せをしている部分もございます。当然面談するんですけども、そういう対応です。順調に問題もなく生活をされている生活保護受給の方については、そういう方も面談の回数もあけて対応もできますし、特にいろいろ課題がある生活保護受給の方につきましては、もう毎月毎月訪問をさせていただいたりというところで、そういう、受給者個々の状況に応じて、面談の頻度を変えているというところで、この人数で今やれているという状況です。

○源委員

県内でも西予市の受給って非常に低いはずだと思います。都会みたいなことはなかなかないと思いますが、一時期ね、注目を浴びたような事例もありましたので、その辺りまたしていただければいいなと思います。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

今の生活保護の関係でちょっとお伺いいたします。先ほど課長の説明の中で、生活保護を受けるに当たって、親族の援助調査を行うというようなことをおっしゃってましたが、今、国からそういう調査をすることによって、生活保護を受けたい方でも親族に迷惑をかけたくないので受けないというようなことが起こっているので、しなくてもいいというのが出てるのではないかと思うんですけれども、その辺の確認をお願いいたします。

○竹内福祉課長

今ほどの加藤委員からの御質問につきましては、辰己係長のほうから御回答申し上げます。

○辰己福祉課係長

申請者のほうから調査を希望しないということであれば、こちらから調査のほうは今のところしておりません。

○加藤委員

確認になりますが、本人がもうしてほしくないと言えばしないということになっているということで構わないんですか。

○辰己福祉課係長

そのとおりでございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

生活保護の話を源委員が質問いたしましたが、その中で、担当区を決めながらやってる、担当人数を決めながらやってるんですけども、164 名おられるんですけども、12 名は別枠でございますので、152 名の方の担当戸数というか人数割とか多いとこと、少ないところと、傾向等を教えていただいたらと。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 49 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前９時 55 分）

○酒井副委員長

先ほどの扶助費と言いましたのは、78 ページの民生児童委員の件でございますので、訂正させていただいて、再度質問をさせていただきます。民生児童委員の件でございますけれども、世帯数がいろいろばらばらで、非常に多いとこと少ないとことあるわけでございますが、その辺りは現状どういうふうになっているのか、お聞きをいたします。

○竹内福祉課長

今ほどの御質問につきましては、担当係長であります中井のほうから説明をさせていただきます。

○中井福祉課係長

民生委員１人あたりの世帯数ですが、西予市全体で 114 世帯を担当しております。１番多いところが宇和地区で１人あたり 157 世帯、１番少ないのは城川地区で１人あたり 65 世帯となっております。

○酒井副委員長

そしてもう１点、今年度には予算上がってないんですけれども、民生児童委員の研修が各町どういうようになってるか、全体でどのような研修をなさってるかをお聞きをいたします。なお、民生児童委員は昨今、各地区の自治会の中でもいろんな取組、活動の範囲を広げて参加を要請されたりしておるようでございますけれども、どのような実態があるかをお聞きをいたします。

○中井福祉課係長

民生委員の研修についてお答えいたします。民生委員の研修においては、県の研修、それから県社協の研修において、各地区に御案内をして、それぞれの担当の方などが参加をされております。それから西予市においても、年に一度皆さんが集まる西予市研修会を開催しております。各地区のいろいろな活動においての参加要請においてですが、それも地区において要請がある分について、参加をされていると聞いております。

○酒井副委員長

まごころ銀行の資金を使った活動とか、それも各町によって活動の実態が非常に違うわけでございますけれども、その辺りにつきましても、民生委員の負荷がかかる地域と負荷がかからない地域があります。その辺りも含めて、西予市の民生委員の負荷がかからない、また民生委員をやってやろうというような形をつくり上げていく必要があるんではないかと、実態をしっかりとらえていただきたいと、かように思います。

もう１点ございますのは、民生児童委員の 75 歳以上の再任はしないという厚労省の問題、それから初めて民生委員をやられる場合については 60 歳でしたね、その下限をもう少し下げるとか、そういう活動もすべきではないかと思うんですが、どのように考えているか、質問をいたします。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 59 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 00 分）

○竹内福祉課長

民生委員の対象年齢なんですけども、上限 75 歳の原則あるんですけども、継続を希望する方については、引き続き継続で御承認いただけるということと、それから、下の若い年齢制限はとっておりません。制限はないです。総じてですね、やはり退職されたあたりからお声がかかったりっていうようなことが多いので、60 歳以下の方が少ないっていう状況はあろうかと思います。

○酒井副委員長

先ほど希望と言いましたけれども、推薦では 75 歳の原則があるんで、希望する人は少ないんですよ。ただ、75 歳以上の人で推薦をしたいという人もおるわけです。希望する人はそんなにいません、正直言って。75 歳になっても、やっていただけないかという頼みができる、こういう雰囲気、75 歳でも元気でございますので、言っちゃ駄目ですけど私も元気でございますので、その辺りも含めまして、その辺りは積極的に高齢化社会の中では、やはりやるべきではないかなと思うんですがいかがでしょう。希望と推薦というのは別な言葉がございますんで。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

おっしゃるとおり 75 歳を過ぎて民生児童委員をしていただいている方もいらっしゃいます。先ほどから説明させていただいておりますように、なかなかなり手がない中で、民生児童委員っていうのは、今現在区長さんから推薦をしていただくようにしております。区長さんがお願いに行っていただいた段階で、今現在 75 歳を過ぎていらっしゃる方が継続してやっても構わないとおっしゃっていただける場合には、区長さんの推薦をいただいて、継続して民生委員をしていただいているような状況でございます。

○酒井副委員長

もう１点あるんですが、研修っていうのが、懇談会、コミュニケーションをとるために各地区が研修、西予市全体の研修、福祉大会だとかいろんなところへ行かれるんですけども、それではなしに 13 万 9200 円ですか、出してるわけでございますが、それらを含めてお互いがコミュニケーションをとっているところもあるわけですよ。西予市全体でそういうものを予算化して、コミュニケーションをとれるような、例えば旧町ごとにそういうコミュニケーションをとれるような、予算を少しなりでも付けてあげたら、いろんなことの横のつながり、絆とかそういうのができるんじゃないかと思うんですが、政策的に予算の厳しいときですけれども、これほど民生委員さんの仕事のボリュームが大きくなっておるわけでございますので、その辺りも考えることをひとつ企画していただきたいと思うんですがいかがでしょう。

○竹内福祉課長

酒井副委員長の言われることはごもっともだと思います。そういう研修や交流の機会を増やして、資質を高めることも重要なんですけれども、お互いが繋がることで、いろんな問題がこういう人からこういう意見もらって解決につながったようなこともあろうかと思いますが、今現状としましては、民生委員の協議会、市の協議会のほうに補助金を出しまして、市全体としての協議会の活動の中で、研修交流の機会は設けております。ただ、今なり手不足っていう中の要因の一つに、やはりいろんなことを、出る場が多過ぎてとかいうこともあるので、酒井副委員長が先ほどから言われております、負荷をかけすぎない程度にそういう場をつくるようなことをある程度増やしたら、こっちのことをちょっと減らしていくとかというバランスをとりながら展開していけたらと思います。

○酒井副委員長

民生委員さんに聞きますと、我々に分からないときには、弁護士を同席した人権相談室とか、そういうことに民生委員が同席するわけですね、いろんな形で。そういうときに、そういう繋がりをしっかりと相談できる窓口もやはりしていただきたいというお話がございました。そして、顧問弁護士がやっておられるのか、それとも定期的に市の中で民生の人権相談だとか、そういう形をやっておられる方の繋がりをしっかりとしていただきたいなという意見もあるんですが、この点いかがでしょう。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 05 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 07 分）

○竹内福祉課長

市の社会福祉協議会の法律相談、そして心配事相談、これらは弁護士の方がこられて、相談を受ける事業を展開されております。その中で、相談者の求めに応じて民生委員が同席するような場も少なくないようでございますので、これは民生委員さんにも、このような事業があるというようなことも、当然情報共有はできておるつもりなんですけども、また改めて会合の折などに御紹介をいたしまして、共有をしていきたいと思っております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○小玉委員

障がい者福祉についてですが、このあいだ育成園の新しい施設ができたんで行ったときに、90 人やったのが 70 人かな、定員が減っておりました。施設に入る人が減って、人口が減れば障がい者の人も減るんだろうけれども、在宅福祉というか施設に入らないと言う人が増えているのかどうかをお尋ねします。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

障害者総合支援法の中では、施設入所より、障がい者の方の地域への移行というのを主に取上げていて、できるだけ地域で障がい者の方が自分の生活したいところで生活ができるようにといった支援を念頭にサービスを行っておりますので、施設入所の人数を徐々に減らして、地域での生活、在宅であったりグループホームであったり地域の中で障がい者の方が生活することを、支援の主に置いておりますので、そういった関係もありまして、野村育成園のほうでも人数を減らされているところだと思います。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

生活保護に関してのお尋ねをします。昨今の物価高騰で、非常に生活が苦しくなっております。その中で、生活保護受給者がここ何年か横ばいだというふうに今お話を聞きました。そこらは担当課としてはどのような御判断を、どんな状況分析をされておりますでしょうか。

○竹内福祉課長

確かに、物価高騰の影響で新規の方っていうのは、だんだん増えていくような傾向もあるんですけども、ただ、高齢化っていうことはお亡くなりになる方も結構増えて来るっていうところもあって、言い方悪いですけど、そのバランスといういう形で今横ばいになっているような形が見えるかなと思います。

○大森委員

それでは、新規の方の人数を教えていただけますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 11 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 12 分）

○竹内福祉課長

開始件数なんですけども、令和６年の現在の状況で 26 件が開始をされております。同じく今年度の廃止件数で言いますと 42 件が廃止となっております。この廃止の件数の内訳的には、件数は今分かりませんが、当然死亡により廃止というケースもありますし、就労で生活改善によって廃止されるというパターンもありますので、一概にお亡くなりになって 42 件ということではありませんが、今の状況としてはそういう状況です。

○大森委員

この生活保護の市民への周知徹底については今現在どのようなことをされておりますでしょうか。

○竹内福祉課長

周知を特に前向きに取上げているわけではなくて、生活保護っていう制度については、もうほぼほぼ一般社会の中で受入れられている制度だというふうに認識しております。周知といいますとホームページへの掲載等にとどめておるわけですけども、こちらが受け身であっても常に相談が多いというような状況ですので、特にこれから周知を重きに置くっていう対応は余り必要ないのかなというふうにも考えております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

83 ページ、こども家庭センターへの予算移行の話をちょっとお聞きしたいんですが、いろいろとこれは折衝の中で、予算をどこまで入れて、どこまで業務を移動するかというのが内部であったと思います。そしてまた、この予算についても、福祉事務所と生活福祉部との分割の問題も聞いておりますので、その辺りの兼ね合いを全部加味した経緯についてありましたら、部長になるかな、

お答え願って、概略の説明をしていただいたらと思います。どの部分が、やはりこども家庭センターへ移行するのが適当か、それとも今までどおりに残したほうがいいのか、その辺りの話合いっていうのはどのようにされたのかちょっとお聞きしとったらと思います。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

子育て支援課、福祉課、長寿介護課が福祉事務所に所属しておりますので、部としては今までどおりということになります。今回、こども家庭センターの機能の拡充というところで、不登校問題が大きくありまして、不登校生徒さんたちをいかにして支援していくかというところで、やはり子ども相談窓口として、こども家庭センターが適当ではないかということになりまして、こども家庭センターの機能の拡充を行うこととしました。その中で、不登校の中でも発達障がいのお子さんもいらっしゃったりします。そういったときに、こども家庭センターが、ゼロ歳から 18 歳までのお子さんの支援を全て行うとしたときに、障がいのある、障がいが疑われるお子さんについても、こども家庭センターで受け止める必要があるのではないかと思っております。一つのところで相談を受けることによって、それぞれの担当が集約しておりますので、そこで、いろいろな担当者が一緒に相談をしながら、お１人の方に対しての支援をみんなで、チームで行っていけるのではないかと思っております。今回予算を福祉課の障害福祉係のほうからこども家庭センターのほうへ移した事業につきましては、こども家庭センターである程度完結できる事業については、全て予算を移管しております。また手帳であったりとか、どうしても障がい児と障がい者を分けることができない事業については、これまでどおり福祉課の障害福祉係のほうで行いまして、こども家庭センターのほうにお子さんの手帳関係で窓口にいらっしゃった場合には、福祉課の障害福祉係から、こども家庭センターのほうへ職員が出向きまして、一緒に御相談を受けようと考えております。

○酒井副委員長

私も長いこと厚生委員をやるんですけど、障がい者のいろんなやり方、予算とかそういうのが、完全にどの部分がどこでどう扱っているかってのはまだ私も完全に理解してないんですけれども、実際のところ、今のこども家庭センターへ移行するに当たりまして、やはり部署が変わると役所ってのは縦割りの行政になる可能性がありますので、やはりかみ合うところはしっかりかみ合わして、横のつながりをしっかりとやっていただきたいと、私はかように思っております。この点についてしっかりと注意をしていただいて、その対象者につきまして、あんたこっちよ、あんた向こうよというような形をしないように、ひとつその辺りを留意していただきたいということを要望しておきます。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

今酒井副委員長がおっしゃっていただいたように、これまでは、例えばですけども、児童手当の手続は子育て支援課で、特別児童扶養手当は福祉課というふうに課が分かれていました。それを１カ所で受けることができるようになろうかと思います。また、今おっしゃっていただいたように、横の連携が本当に重要となってきますので、その点を念頭に職員のほうには指導してまいりたいと思います。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち福祉課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。よって当委員会としては、議案第 40 号福祉課所管分について、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 20 分）

【長寿介護課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 31 分）

続きまして、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、長寿介護課所管分について、担当課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、長寿介護課所管の予算について御説明をいたします。

歳出予算において、主要な事業を抜粋しての説明とさせていただきます。

一般会計予算書の 80 ページからを御覧ください。

3 款 1 項 2 目社会福祉施設費のうち当課の所管は、宇和福祉センター管理運営事業 71 万 8000 円及び老人憩いの家管理運営事業 121 万円の計上であります。

続いて、81 ページの 3 目老人福祉費です。

野村介護老人保健施設事業会計繰出事業を除く当課所管の 12 事業に 14 億 5943 万 6000 円の計上であります。このうち、老人福祉庶務事業が 9349 万 5000 円、この中には、シルバー人材センター育成支援事業補助金及び宇和福祉の里事業補助金、社会福祉法人助成金、そして扶助費ですが敬老祝い金などを計上しております。

補助金の内訳につきましては、82 ページのとおりでございます。

続きまして、老人保護措置事業 2 億 8504 万 4000 円の計上です。市内２カ所と市外３カ所の養護老人ホームに入所措置をしております、現時点で 123 名の方の施設生活費など、支弁基準に基づく所要の経費となっております。

次に、敬老会活動支援事業 1100 万円の計上です。敬老事業を行っていただく各地区の自治会などへの補助金となります。参加者が集い敬老会を開催される場合と記念品の配布のみとされる場合では、引き続き対象となる 75 歳以上の方１人当たりの補助金額について、異なる設定としております。

次に、高齢者路線バス利用補助事業 363 万 6000 円の計上です。令和７年度からは、補助対象を 70 歳以上から 65 歳以上に拡大することとしております。医療福祉改革に伴う交通弱者支援の観点から、そして運転免許の保有者も含めて、早めに公共交通への利用へとシフトするよう誘導するものであります。

次に、惣川高齢者生活福祉センター運営委託事業 1054 万 1000 円の計上です。定員 10 名の居住部門とデイサービス事業所からなり、指定管理者として、西予市野城総合福祉協会に運営を委託しております。

次に、軽費老人ホーム管理運営事業 2043 万 6000 円の計上です。市内２カ所のケアハウスについて、入所者から徴収される費用の一部を減免するため、設置者であります社会福祉法人に対して補助金を交付するものです。県の要綱に準じた基準額の設定としております。

最後に、介護保険特別会計繰出事業９億 7132 万 7000 円であります。介護給付費や地域支援事業に要する財源構成のうち、主に 12.5％となります市の負担分、また、介護保険料について低所得の方への負担軽減のために要する財源として、一般会計で受入れました国及び県の負担金と市の負担分を合算した額、そして、他の公費や保険料などを財源としない職員給与費や事務費といった市の持ち出し分について、それぞれ介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

主要な事業に係る歳出予算につきましては、以上のとおりでございます。

なお、歳入予算につきましては、事前に提出いたしました歳入一覧表をもちまして、説明にかえさせていただきます。

以上、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、長寿介護課所管分の予算説明といたします。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

小玉課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○大森委員

81 ページの高齢者路線バス利用補助事業についてお尋ねをいたします。これは路線バスを利用する高齢者に対し、負担軽減や公共交通の利用を支援するためとありますが、路線はどこの路線のことを言われているのでしょうか。

○小玉長寿介護課長

宇和島バスが運行しております市内路線、それから野村地区の代替交通バスの２系統でございます。

○酒井副委員長

今のバスにつきまして、発地と着地が限定されてると思うんですが、そうじゃないですか。

○小玉長寿介護課長

補助対象につきましては、市内区間を補助対象としております。

○酒井副委員長

例えば、卯之町発で松山や大洲へ行くのは除外だと思ってるんですが、発地と着地によって除外されている路線があるんじゃないですかと聞いたんですよ。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 38 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 40 分）

○小玉長寿介護課長

先ほどの答弁を修正させていただきます。特急、急行便に関しまして、対象外となっております。それ以外の路線バスにつきまして、市内を発着、市内発、市内区間の最終のバス停までは対象となっております。

○酒井副委員長

関連しますのでお尋ねしますが、70 歳から 65 歳に変えました。それで、70 歳までの昨年度実績があって、そして 65 歳に変えたんですが、その理由と、そしてどれぐらいの数値を人数的に予算的に考えておられたか。70 歳のときの昨年の実績がこうだから、こういうように増やしたとか、いろんな理由があると思うんですが、例えば運転免許証を返納していただくためにやったとか、いろんな原因があると思うんですが、その辺りはいかがでしょう。

○小玉長寿介護課長

まず対象者を 65 歳に拡大したという目的なんですけれども、おっしゃられましたように、免許保有者を早目に公共交通にシフトしていただく、そのような目的を持っております。それから人数なんですけれども、70 歳から 74 歳まで直近のすぐ上の階層になりますが、ここは全体の人口の 1.44%の方が利用しておられます。ちなみに、その次の段階 75 歳から 79 歳は 4.67%、１番多いパーセンテージで言いますと、80 歳から 89 歳までの間は７点後半の利用となっております。今回 65 歳以上に拡大するに当たりましては、直近の 70 歳から 74 歳まで 1.44%を仮にといいますか、指標として採用いたしました。それを見ますと、40 人弱という計算にはなるんですが、施策として前向きに進めたいということで 70 人という予算措置の計算としております。

○酒井副委員長

以前、会議の中でありましたんですが、免許返納したときに、免許返納者へバス運賃の優遇政策がとられております。それを計算いたしますと、西予市のバス路線の形がいいのか、運転免許返納の優遇政策のほうがいいのかと、比べたことがあったんですけども、どちらともそう変わらないんだが、そこまですると逆に言えば、免許返納のほうが路線の指定がないんで、そちらのほうがいいんじゃないかという意見も出たんですが、その辺りはどういうふうに考えておられますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 43 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 46 分）

○小玉長寿介護課長

免許返納者に対する、宇和島バス等の施策のことも承知しております。長距離を利用されたとしても５割引きであるということでございます。今回の当方の路線バス補助事業につきましては、36 枚つづり２冊までとなっておりますので、72 回 36 往復になりますが、それを御利用いただけるということがございます。それに加えて、宇和島バスあるいは公共機関の割引制度も賢く利用していただくということで、御活用いただいたらと考えております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

軽費老人ホーム管理運営事業でございますが 2043 万 6000 円、発言の中でケアハウスの運営と言いましたけれど、これは社協に委託されたというような説明をされた記憶があったんですけど間違いございませんか。

○小玉長寿介護課長

軽費老人ホームにつきましては、御承知のとおり、明浜にありますケアハウスはまゆうと、宇和にありますケアハウスれんげとなります。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

私不勉強ですのでちょっと教えてください。先ほどの高齢者路線バス利用補助事業のことなんですが、このバス運賃の一部を助成するということと、36 枚つづりの２セット 72 回、それはそういうことでしょうか。これは新しい事業でしょうか。

○小玉長寿介護課長

この制度につきましては、平成 26 年度から開始した事業でございます。助成券 36 枚つづりを使っていただいて、その際のバスの運賃が半額になる、大まかに言いますとそのような事業でございます。

○大森委員

令和６年度と比べて、同じ内容ということですか。バス路線に関しても、バス運賃の一部に関しても令和６年度と変わりはないという事業ですか。

○小玉長寿介護課長

制度のつくりにつきましては、ほぼ変わっておりませんが、先ほども説明いたしましたように、対象年齢を 70 歳以上から、65 歳以上に拡大しております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

老人クラブのことについてお伺いいたします。私たちの中川地区について説明させていただきたいんですけれども、中川は７地域あり、すごく人口差が激しくなっておりまして、たくさん人口がいるところは構わないんですけれども、すごく少なくなってるとこも増えておりまして、もう老人クラブを解散というか、できないというような訴えをされているところが増えてまいりまして、その場合、もしも解散するとなったら、どういうことになっていくんだろうかと心配されておりまして、別に問題がないのであれば、解散手続なり、解散というかクラブをつくらないというようなことで構わないのかって聞かれることがあります。

そういうことについても教えていただきたいのと、あと、今後老人クラブの老人の方がだんだん高齢化されていくと活動ができなくなっていくんじゃないかと思うんですけれども、その辺りについてはもう少し何か違う対応ということは考えられているのかお聞きいたします。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 51 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 56 分）

○小玉長寿介護課長

諸般の事情といいますか、役員の成り手がないとか、あるいは高齢化してしまってるとか、若手の方の加入がなかなか進まない、そのような事情があるかと思っております。それぞれの課題もありますので、老人クラブの存続について当事者の方も含めて御検討をお願いしたいと思っております。

ただ心配いたしますのは、老人クラブの活動が低迷することによりまして、地区のいろいろな諸行事、あるいはそのようなことが低迷してしまってはいけないっていうふうな形で今思っております。

なお、老人クラブ連合会におきましては、若手委員会というものを設置いたしまして、老人クラブの魅力化とか、これは全県下で進められている事業でありますので、そこらあたりで何か今後の方向性を模索していくというふうなことも進めておりますので、そこを行政として支援してまいりたいと考えております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

また老人クラブになるんですが、若手委員会っていうのは、今何歳にしておりますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 57 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 11 時 02 分）

○小玉長寿介護課長

実態としまして 70 歳から 75 歳までの間、その年齢層の方が、各町連から御参加いただいて市連のほうでいろいろと活動していただいている、このように思っております。

○酒井副委員長

私はそれも違うと思うんですが、公益財団法人全国老人クラブ連合会では、規約では 60 歳以上が老人クラブの中は入れるようになってるんで、若手のっていうのは、そこから言えば 60 歳からなんですよ。ただし市のほうで、今答弁にあったような 70 歳から 75 歳っていうんだったらそれはそれでいいけれども、そういう形のものをしっかりと分かってやっていただかないと、地域の活性化につながらないと、こういうふうに考えております。

そこで、現在老人クラブがいくつあるか、そして、そこに対してどういう予算の出し方をしているか、お尋ねをいたします。

○小玉長寿介護課長

老人クラブのクラブ数でございますが、本年度実績見込みとして85クラブございます。市からの補助金の積算基礎であります単位クラブへの助成が、クラブ数掛ける1,000円、12カ月となります。もう１つが、市連合会への助成があります。会員数掛ける40円プラス25万円。そして３つ目になります、市単独の助成として、会員数掛ける300円、合計額を補助金として交付しております。

○酒井副委員長

会員掛ける300円というのが、現在の社会情勢は、労働力不足に陥っている中、そして生産労働の見直し、年金支給年齢、再雇用の年齢も上がってる中で60歳から300円出してる老人クラブがあります。それについて市のほうは、労働生産性を上げるためにも、やはり70歳までは働いていただくというような考え方を、意識を変えていただいて、70歳以上の老人クラブの加入者に対しては300円出すと。そのような基本的な考え方を老人クラブ、そして老人の行政政策について考える時期にきてるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○小玉長寿介護課長

老人クラブの会員の年齢につきましては、各単位クラブにおきまして、60歳、65歳、70歳とそれぞれあるようでございます。市としましては、老人クラブの掲げます健康、友愛、奉仕、その３つの活動を推進していただく上で、60歳代の方がそこの主役になられてるっていうような現状もあるかと思っておりますので、そこは各クラブの考え方にお任せするようにしております。御指摘のように今後の社会情勢も考えますと、老人クラブの在り方を考えていく中で、おっしゃられたようなことも含めての検討になるかと思っております。主体的には老人クラブが考えることでございますが、市としましても一緒に考えてまいりたい、そのように思っております。

○酒井副委員長

私が言ったのは、60歳の人に社会へ出てもっと働いていただきたいのに、老人クラブに入って、そして行政が300円を出す必要があるんですかということを聞いてるんですよ。だからそれはもう今後、70歳なら70歳ということに決めてやるとか、例えば、西予市に関しては100歳の祝い金、米寿の祝い金を人数が多いということで、財政難ということで、だんだんだんだん数字的に減らしております。そちらのほうは減らすが、こちらのほうは対応してないというところが私には感じられますんで、それをしっかりと考えていただきたい。

そして、老人クラブは自主的なクラブでございますので、行政が社会の地域を活動活性化するために、また、センターのいろんな行事に参加を促すための組織づくりとしては、300円と言わずその辺りを含めて、しっかりとセンターの中で活動しやすいような、参加をしやすいような、クラブは任意団体ですけれども、行政はその辺りの政策をとるべきではないかとこういう尋ね方をしております。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

昨今老人クラブには、加入していただく方が少なくなっていると伺っております。60歳からというふうに定められている地区によっては、やはり早い段階で関わっていただきたいっていうのが本音かなと思っております。そういった方々が、早い段階から老人クラブに加入していただいて、老人クラブの活性化につなげていただけているのではないかと思っておりますので、先ほど小玉課長が申し上げましたとおり、各地区のお考えに一任している現状ではございますが、酒井副委員長がおっしゃられることも一理あるかと思いますので、今後の社会情勢を見ながら、補助のあり方っていうのは、どういうふうにすれば老人クラブが活性化できるのか、そういったところはもう一度考えてみる必要はあるかと思います。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

81ページの、在宅ねたきり老人等介護手当支給事業についてお尋ねをいたします。この在宅ねたきり老人というのは何人ほどおられますでしょうか。

○小玉長寿介護課長

事業の対象者についてのお尋ねですけども、重度の寝たきり、要介護者でございます。要介護４以上としておりますが、本年度実績見込みとして９名でございます。

○大森委員

この介護手当支給事業の内容分の御説明をお願いいたします。

○小玉長寿介護課長

重度の寝たきりの要介護者を在宅で介護する方、市内に居住し介護のために無職であるということが要件となりますが、介護者に対してひと月あたり１万円を支給する制度でございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

これで質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、長寿介護課所管分に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって当委員会としては、議案第 40 号長寿介護課所管分について、可決と決定いたしました。

続いて、議案第 44 号「令和７年度西予市介護保険特別会計予算」について、担当課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

議案第 44 号「令和７年度西予市介護保険特別会計予算」について御説明をいたします。

特別会計予算書の 87 ページと 88 ページを御覧ください。

歳入、歳出予算の総括及び前年度予算との比較となっております。

令和７年度予算の総額は 63 億 6276 万 2000 円であります。前年度と比較しまして 2 億 4279 万 2000 円の増額となっております。これは、歳出においては主に保険給付費が増額となる見込みによるものでございます。

それでは、歳出予算について、主要な事業を抜粋して説明をさせていただきます。

予算書の 94 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 5147 万 6000 円の計上です。一般管理事業として、システムの改修費や各種通知の郵便料などの事務経費、そして、職員給与費及び会計年度任用職員給与費を計上するものであります。

続きまして、96 ページです。

1 款 3 項 1 目介護認定審査会費 620 万 9000 円、同じく 2 目認定調査等費 5014 万 1000 円の計上です。介護認定審査事業におきましては、審査会の一部デジタル化に係るシステム利用料及び操作説明会の委託料などを見込んでおります。

また、認定調査事業では、主に主治医意見書の手数料など、会計年度任用職員給与費では、認定調査員８名分の人件費を計上しております。

98 ページからは、2 款の保険給付費です。

1 項 1 目介護サービス給付費 54 億 8698 万 3000 円の計上です。要介護１から５までの方が利用する訪問系、通所系などの居宅サービスや、施設サービスなどに係る保険給付費となります。コロナ禍で落ち込んだ介護サービスの利用が回復し、給付実績が上振れした今年度の状況を踏まえた予算額の計上としております。

同じく 2 項 1 目介護予防サービス給付費 1 億 6032 万 6000 円につきましては、要支援の方が利用するサービスの給付費となります。

続いて、99 ページの 4 項 1 目高額介護サービス費 1 億 4557 万 4000 円。100 ページに移って、5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 3863 万 5000 円の計上です。いずれも所得区分による限度額を超えた自己負担額について払戻をするための経費となっております。

101 ページの 6 項 1 目特定入所者介護サービス費 1 億 6723 万 8000 円から、102 ページの 4 目特例特定入所者介護予防サービス費６万円までは、施設入所またはショートステイの利用者が支払う食費や居住費につきまして、負担軽減のため、所得区分に応じた補足給付を行うものでございます。

なお、これらの保険給付費の財源内訳としまして、国及び県が負担する公費が 50%、65 歳以上の第１号被保険者と 40 歳から 64 歳までの第２号被保険者に納めていただく保険料が 50%、折半となっております。

続きまして、3 款の地域支援事業費であります。102 ページから 104 ページまでに記載のある、1 項 2 目介護予防ケアマネジメント事業費 2277 万 5000 円、3 目総合相談事業費 1344 万 8000 円、4 目権利擁護事業費 1131 万 4000 円、5 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 2130 万 8000 円、6 目在宅医療・介護連携推進事業費 1235 万 3000 円は、主に地域包括支援センターが行う業務への委託事業費となります。

また、7 目認知症総合支援事業費 2376 万

8000 円は、認知症初期集中支援チームなどの取組に係る地域包括支援センターへの委託事業費及び長寿介護課に配置しております認知症地域支援推進員の人件費などであります。

なお、2 目から 7 目に係る地域包括支援センターへの委託事業費の総額は 9990 万 6000 円となっております。

105 ページからの、2 項介護予防・生活支援サービス事業費及び 3 目一般介護予防事業費は、介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした総合事業に係る経費であります。このうち、2 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 1 億 374 万 8000 円、2 目介護予防ケアマネジメント事業費 1500 万円は、訪問介護や通所介護に相当するサービスのほか、人員体制やサービス内容、基準緩和した通所介護など、いわゆる訪問型サービスと通所型サービスに係る事業費及びケアマネジメント費となります。

106 ページの 3 項 1 目一般介護予防事業費 454 万 8000 円は、要介護状態とならないようにするための介護予防事業に係る事業費です。運動機能の向上や、栄養改善などを目的とした介護予防教室、また、介護予防サポーターの養成などの取組を行います。なお、地域支援事業費の財源内訳ですが、1 項の包括的支援事業任意事業では、国、県、市の公費が 77%、第 1 号被保険者の保険料が 23%となり、第 2 号被保険者の保険料は充当されておりません。2 項の介護予防・生活支援サービス事業費については、保険給付費と同様に公費が 50%、第 1 号、第 2 号被保険者の保険料が 50%の折半負担となっております。

主要な事業に係る歳出予算については、以上のとおりでございます。

なお、歳入予算につきましては、事前に提出いたしました歳入一覧表をもちまして、説明にかえさせていただきます。

以上、議案第 44 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計予算」の説明といたします。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

小玉課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○加藤委員

98 ページ介護サービス給付事業と介護予防サービス給付事業についてお伺いしたいんですけれども、介護サービス給付事業は、要介護認定 1 から 5 までの方なんだと思うんですけれども、現在認定されてる方が何人いらっしゃるのかということと、介護予防サービス給付事業は、要支援の方だと思うんですけれども、要支援 1 と 2 の方は何人いらっしゃるのかをお聞きしたいのと、昨年に比べて増えているのかどうかっていうのもお伺いいたします。

○小玉長寿介護課長

要介護認定者数についてお答えをいたします。12 月末現在となります。その時点で、要介護認定者数、支援も含めますと、総計で 3,283 人でございます。内訳ですけれども、要支援 1 の方が 396 人、要支援 2 の方が 411 人、その他要介護 1 の方が 810 人、要介護 2 の方が 480 人、要介護 3 の方が 384 人、要介護 4 の方が 428 人、要介護 5 の方が 374 人となっております。昨年度に比べますと、令和 5 年が 3,309 人でございます。それから、12 月末時点で現在 3,283 人と減少しております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

介護認定までのスケジュール、プログラムっていうのは、どういうようになってるか改めてお聞きします。まず体が悪くなった人がある、そしたら誰に相談する、そして認定をどういうようにやる、そういうことを説明していただいて、そして 3,000 余りの人たちが、急遽認定が非常に進んだ場合に、改めてやるときとか、そういうスケジュールとかについては、介護認定審査会があって、それの費用を出してるわけでございますが、そういうことのスケジュール的なものはどういうふうに今なっていますか。そして民生委員さんが申請を持ってきたり、そういうこともやってるわけでございますので、その辺りが分かりやすいようなスケジュール表はありませんか。

○小玉長寿介護課長

サービスの利用に係ります流れにつきましては、今年度の最初に各御家庭にお配りしております、「みんなのあんしん介護保険」という冊子がございます。そちらに記載をしておりますので、そのような状態になられたときに改めて、この冊子を

御活用いただけたらと思っております。

御質問ですので、流れを簡単に御説明しておきます。サービスを受けようと思われます方は、長寿介護課あるいは地域包括支援センターにまず御相談をいただくようになるかと思っております。そこで申請をいただきますと、市のほうで介護認定調査員が各家庭を訪問いたしまして、心身の状態を調査いたします。それとあわせまして、主治医の先生に対して、意見書の提出を求めます。主治医の意見書と認定調査員が行った調査結果をもとに、介護認定審査会に付すことになります。まずコンピューターで一次判定がございます。さらにその上で、審査委員の意見なども付しまして２次判定が行われ、最終判定がおりるようになっております。それを各申請者にこちらのほうから通知いたしますので、その時点で、あるいはそれ以前にケアマネジャーさんを決めていただいておりますので、そのあとにつきましては、ケアマネジャーさんと相談して、よりよい介護サービスを受けていただく、そのような流れとなっております。

○酒井副委員長

１番最初の現場の出発点が、長寿介護課へ行くとかケアマネジャーに相談するとかいう以前の問題で、民生委員さんがほとんど窓口になって地域をやってるわけですね。その人たちが、長寿介護課で相談したり、ケアマネジャーに相談したりしてるような傾向にあると思うんですが、実態はどういうようにとらえておりますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 25 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 11 時 28 分）

○小玉長寿介護課長

長寿介護課窓口あるいは地域包括支援センターへの相談までに、どのような対応があるかということでございます。民生委員さんに相談されるケースも多いかと思っております。ただその民生委員さんも次の相談先として、地域包括支援センターを利用されている、その辺りは地域包括支援センターが地域に根差した活動を行っていただいてますので、なお一層その連携を密にしていただいて、行政としてもその辺りを注目して、相談を受けやすい環境、あるいは申請をしていただきやすい環境をつくっていきたいと考えております

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 29 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 11 時 34 分）

○大森委員

全国では訪問介護事業が非常に厳しい状況になっていると、介護報酬が引下げられて、2020 年に引下げられて非常に厳しく、国の予算が引下げられて地方では厳しい状況になっているというのを耳にします。訪問介護事業所が閉鎖したとかいうことも近隣の県では聞いたりもしておりますが、西予市では訪問介護事業についてはどのような状況になっているのでしょうか。

○小玉長寿介護課長

訪問介護事業所の状況でございます。前の計画期間になります第８期計画期間中には、三つの事業所が廃止となっております。現在の事業者は８事業所となっております。全国的に言えることでございますが、ヘルパーの不足と、それから高齢化が問題となっております。さらに西予市におきましては、広範なエリアで訪問介護を行うため、効率が悪くて採算面でデメリットがあるという状況がございます。今のところ新たな廃止、休止の相談などは受けておりませんが、今後の動向には十分注視していきたいと考えております。

○大森委員

94 ページの一般管理費についてお尋ねをいたします。システム改修委託料 440 万 5000 円。これ、どこに委託をしてどのようなシステムの改修をされるのかちょっと教えていただきたいのと、その下の国保連システムＧＥＡライセンス負担金についての 7 万 4000 円、これについて教えていただきたいと思います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 36 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 11 時 38 分）

○小玉長寿介護課長

一般管理事業におきますシステム改修についてお答えをいたします。こちらのシステム改修につきましては、介護ＤＸ対応のためのものとなります。現在システムを運営していただいております愛媛電算が対象事業者となります。中身につきましては、介護情報の電子的な共有、そして被保険者証の電子化というものを目的とした改修となっております。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 38 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 11 時 38 分）

○小玉長寿介護課長

御質問につきましては、担当係長であります山下から御説明をさせていただきます。

○山下長寿介護課係長

ＧＥＡライセンス負担金は、長寿介護課が運用しております国保連合会とつながっておりますＰＣ端末、こちらの更新費用でございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

要支援・要介護認定を受ける場合、通常であれば 65 歳以上の方が受けれると思うんですけれども、別途、障がいがある方などは、もう受け入れるということなんですけれども、それ以外にそういう認定が受けれるのかお伺いいたします。

○小玉長寿介護課長

介護サービスの利用対象者ということでございますが、65 歳以上はそのとおりでございます。40 歳から 64 歳までの方、特定疾病をお持ちの方につきましては、介護保険の適用が可能となっております。

○加藤委員

その年齢の方が介護認定を受けられた場合なんですけれども、いろんなサービスを受ける場所なんですけれども、65 歳以上の方が受けられる場所と同じような場所で、受けることができるようになっていると聞いてるんですが、そういうことでしょうか。

○小玉長寿介護課長

御質問のとおり、同じサービスを同じ場所で受けていただくということになるかと思っております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 41 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 11 時 41 分）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

採決に移ります。

議案第 44 号「令和７年度西予市介護保険特別会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 44 号「令和７年度西予市介護保険特別会計予算」は、可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 11 時 42 分）

【医療介護部】

【医療対策室】

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 00 分）

担当部署がかわりまして、浅野医療介護部長の御挨拶をお願いいたします。

○浅野医療介護部長

浅野医療介護部長が挨拶を行う。

○中村委員長

では早速、議案審査に入りたいと思います。

まず、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、医療対策室所管分について、担当室長の説明を求めます。

○片山医療対策室長

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、医療対策室所管分の当初予算につきまして、予算書に基づき御説明をさせていただきます。

先ほど浅野部長も申し上げましたとおり、医療対策室につきましては、来年度医療介護部を廃止することに伴いまして、健康づくり推進課内に医療介護推進室が組織され業務が移管することになります。令和７年度は、市民病院、野村病院、つくし苑の３施設の指定管理運営初年度となり、指定管理者となる地域医療振興協会とともに、安定的に医療福祉サービスが提供できるよう取り組んでまいりたいと思います。

初めに、歳出について御説明を申し上げさせていただきます。

予算書 98 ページをお開きください。

歳出につきましては、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費内の事業となっております。保健衛生総務費の合計額 3 億 3319 万

1000 円のうち医療介護推進室にかかる予算9241 万3000 円となり、事業概要のうち11 事業が医療介護推進室の所管となっております。

保健衛生総務費庶務事業 127 万 9000 円につきましては、各種委員会の委員報酬及び費用弁償等の市内の庶務事業となっております。

八幡浜地区施設事務組合委託事業986 万3000 円は、八幡浜の一次救急、休日夜間診療所の委託料となっております。なお、本事業は、本年３月末をもって八幡浜施設事務組合から脱退することに伴いまして、これまでは負担金として負担しておりましたけれども、令和７年度から事務を委託することにより委託料となっております。

続きまして、在宅当番医制運営委託事業 433 万1000 円は、市内の休日当番医の委託料となっております。

次の病院群輪番制病院運営事業 843 万 5000 円と、小児在宅当番医運営事業 154 万 2000 円は、八幡浜、大洲管内の休日夜間の二次救急病院、小児科診療所への負担金として、当番市である八幡浜市へ負担金を支払い、八幡浜市から各病院、小児科診療所へ補助金を支出する事業となっております。

続きまして、巡回診療車運営事業596 万9000 円につきまして、平成 30 年８月から運行を開始しております、惣川、遊子川地区への巡回診療に係る経費を、診療車を運用する野村診療所へ負担金として支払うものと、評価委員会の委員報償金となっております。

次に、旧国保診療所等維持管理事業 351 万8000 円は、明浜、三瓶支所所管の旧国保診療所を適切に維持管理する経費となり、明浜４カ所、三瓶３カ所の民間診療所に貸付けておりますので、維持管理費となっております。

続いて、予算書99 ページをお開きください。

医療機関新規開業促進事業5003 万6000 円ですが、産科、小児科の開業支援として 5000 万円の補助金を計上しております。また、事業審査委員会の委員手当３万6000 円となっております。

長寿社会づくり事業 61 万円ですが、野村診療所の愛媛大学地域医療学講座で実施する、人生100 年時代づくり地域創生ソフト事業に対し、公益社団法人地域社会振興財団からの補助金を交付する事業となっております。

次に、看護師等奨学資金貸与制度事業ですが、市民病院、野村診療所、つくし苑に勤務する意思のある看護学生に対し、奨学金を貸与する事業となります。継続貸付２名で、1 名は６カ月分の30 万円、１名は12 カ月分の60 万円の合計90 万円と、新規対象者２名分として120 万円を貸付け予定で、合計210 万円となっております。

続きまして、地域医療支援事業 473 万円は、市立病院通院等支援事業補助金として 91 万円、地域医療振興協会が実施しているお友達紹介キャンペーンの交付金として382 万円を計上しております。

次に、予算書195 ページをお願いいたします。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費、24 節積立金８億7486 万6000 円のうち、過疎地域自立促進特別基金事業 35 万 8000 円のうち 24 万円ですが、先ほどの看護師等奨学資金貸与制度事業のうち返還金を積み立てるものでございます。

次に歳入について御説明をさせていただきます。

予算書35 ページをお開きください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入の市有地貸付料1980 万5000 円のうち２万5000 円を城川の旧杉之瀬診療所駐車場の貸付料として計上をしております。

次に、予算書37 ページをお開きください。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、22 目過疎地域自立促進特別基金繰入金 5325 万 2000 円のうち5000 万円を医療機関新規開業促進事業の財源に、また、210 万円を看護師等奨学資金貸与制度事業の財源として合計5210 万円を繰入いたします。

次の 38 ページになりますけれども、32 目ふるさと応援基金繰入金７億8056 万円のうち589 万7000 円を巡回診療車運営事業の財源の一部として繰入いたします。

また、予算書40 ページを御覧ください。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入ですが、17 節西予市立病院看護師等奨学資金貸付金収入として、１名分の元利収入24 万円となっております。

また、予算書 43 ページになりますが、20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、4 節衛生費雑入について、水道料 11 万 6000 円のうち１万7000 円、電気料 169 万 9000 円のうち 97 万 1000 円を、無償貸付しております明浜地区の３つの診療所から負担分として徴収することとしております。

また、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業収入として 61 万円の交付金を計上しております。

最後に、47ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、9目衛生債1420万円につきまして、歳出で御説明させていただきました、広域で運営しております診療に係る負担金等の財源として、過疎対策事業債を計上させていただいております。

以上、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」医療介護推進室所管分の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中村委員長

片山室長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○加藤委員

98 ページの巡回診療車運営事業の 596 万9000 円について、以前まつもと議員のほうから巡回診療運営事業の内容についての質問があったときに説明を受けたんですが、そこで確認をしたいんですけれども、以前、西予市が出してました仕様書、また、地域医療振興協会が事業所計画を出してたと思うんですけれども、その中に巡回診療車運営っていうのも事業所計画の中に確認したら入ってたんですけれども、それを含めて 4 億8000 万円かと私はちょっと思ってたんですが、話合いによって少し方向性が変わったんでしょうか。

○浅野医療介護部長

先般のまつもと市議の御質問の折にもお答えさせていただきましたけども、本来、旧国保診療所事業として、市のほうが、移動診療車の購入も行っております。それについての返済を行っているところですけども、その事業を推進する中で、移動診療車事業というのは、基本的には診療報酬と、それとそれにかかる経費との差引の部分での赤字分を市が負担金として支払っていたという経緯がございます。市としましては、協会と協議を進める中で、少なからずとも現在の地域医療を守るために移動診療所の体制は継続して行うということを念頭に置いて、この事業をまず第一に継続していただくというのを第一前提と考えております。今言われたように、その運営の中で医師の派遣であったりとか、看護師も含めて、これから看護師も人材不足の中で、また協会にお願いせんといけんというか、手配をしてもらう協力してもらう中で、事業としては当然協会のほうでやっていただくんですけども、それに関わる差引のマイナス部分に関しては、当市のほうで、当然移動診療車の維持経費も含めて、そういったことも含めて、今まで市が出しよった分に関しては、それを切り分けて、市のほうで応分の負担をさせていただくという形の考え方でございます。

ただし、今後この移動診療車事業のほうが、診療報酬の加減もございますので、それがプラスになってきた場合になりましたら、協会のほうと協議して相殺できる形で、持っていければ１番最善かなと思っているところでございます。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

43ページの収入で、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業収入というのが、これ内容は一つも分からないんですが、それがまた衛生費の項目で出とるんで、ちょっと内容を教えていただけますか。

○片山医療対策室長

長寿社会づくり事業の内容につきまして野村病院の川本教授、大塚院長が山間地域における生活習慣病に関する研究としまして、2022 年度と2014 年度、2017 年度の住民健診データを活用することで高齢化の進んだ住民の健康状態を把握して最近注目されている。ここちょっと用語になるんですけども、フレイルティ、メタボ、慢性腎障害などの発症要因を明らかにすることを目的に研究をされている事業という形になります。

○酒井副委員長

財源はどこから入ってくるんですか。

○片山医療対策室長

こちらは公益財団法人地域社会振興財団からの補助事業になりますので、いわゆる、トンネル事業といいますか、一旦市が受けまして、渡すというような事業となっております。

○酒井副委員長

支出のほうの項目はどこにあるんですか。これはもう、使ってないんですか。

○片山医療対策室長

予算書 99 ページを御覧ください。こちらのほうで長寿社会づくり事業ということで 61 万円歳出を計上させていただいております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

98 ページの病院群輪番制病院運営事業、小児在宅当番医運営事業ですけども、どこの病院が当たるんでしょうか。

○片山医療対策室長

まず輪番制につきましては、輪番は２次救急対応という形になりますので市立八幡浜、市立大洲、大洲中央、加戸、大洲記念、喜多医師会、西予市民の７医療機関になります。もう一つの小児在宅当番医につきましては、来年度につきましては、小児になりますので、みかんこどもクリニック、八幡浜一次救急休日・夜間診療所、大洲ななほしクリニック、おおむら小児科、守口小児科、ごとう小児科、おおくぼこどもクリニックの７医療機関となります。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○源委員

この間の本会議の質疑でもあったんですけれども、二次救急の部分に関して実施された市立病院等支援事業補助金、対象が市民病院だけになってると。まさに本当そのとおりだなと思いました。１週間前の質疑のとこであったと思うんですけれども、当然、大洲とかそういうところ、実際週の内３日間、特に外科系に関しては市外のほうに行かなければならないという現実の中で、今後どのような形で考えてらっしゃるかっていう、おおよその考え方をお聞きしたいと思います。

○浅野医療介護部長

議会の折に私のほうで答えさせていただきますので、冒頭は私のほうでお答えさせてもらいます。基本的にちょっと想定外という形のことで、現在は考えてないという形で議会ではお答えしたと思いますけども、当然、現在、市民病院が対応している外科状況を考えれば、本来は、市民病院でそれが手当てできればいいんですけども、この状況が続くようであれば、そこの事案が今後も出てくるというのは当然想定されますので、なるべく外科医師等々も含めた、市としましては、手当に尽力したいと思いますけども、それができない場合には、そういった形の部分を現在は検討しないという形でお答えしてましたけども、それがある程度数が恒常的に発生するのであれば、その部分を今後検討の余地があると考えております。

○源委員

どれぐらい件数があるのかっていうのはなかなか分かりづらいところだと思います。また事情に応じて、適時対応していただきたいなというのを希望として述べまして、私からは以上といたします。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

99 ページの保健衛生費で、地域医療支援事業 473 万円、この中に 91 万円の交通支援事業が含まれとるという御説明だったと理解をしますがそれでよろしいでしょうか。この 91 万円の積算根拠を教えてください。何でこの 91 万円という数字が出てきたのか。

○片山医療対策室長

まずタクシー事業ということで３つの対象者という形でくくらせていただいております。まず１つ目が、市民病院に入院の患者の付添いや着替の搬入に係る家族の昼間の通院、２つ目としまして、救急搬送され入院の必要がなかった場合の患者、家族などの夜間の帰宅便、３つ目としまして、野村診療所、つくし苑の利用者で、医師の指示で検査等に通院する昼間の便の３つを対象として積算をさせていただいております。積算につきましては昼と夜という形でタクシー料金違いますので、それぞれで積算をしております。積算根拠としましては、それぞれ５地区、宇和、明浜、野村、城川、三瓶というところで、なるべく遠方のところをとりましてそれぞれの距離を出しております。それにそれぞれのタクシーメーターの距離をかけまして、年間回数としましては、昼間につきましては、それぞれ 24 回を見込んでおります。夜間に関しましてはそれぞれ 12 回を見込んで、その２分の１という形で積算をして合計が 91 万円という数字となっております。

○大森委員

同じく 99 ページなんですが、医療機関新規開業促進事業、これについてもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○片山医療対策室長

医療機関新規開業促進事業ということで御説明をさせていただきます。こちらにつきましては産科、小児科を標榜する方に対しまして、診療所の改良に要する経費を補助するものでございます。産科に関しましては上限 5000 万円、小児科に関しては上限 3000 万円ということで、例えば土地の取得、建物取得といったようなものに、利用できるとなっております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

４月から小児科がなくなるわけですが、これが輪番制につきましても、八幡浜と大洲ということに大体エリアがなってるんでございますが、これが宇和島圏域のほうが行きやすい地域もあるわけですよね、実を言いましたら。その辺りの話合いっていうのはなされたかどうかをお聞きしておきます。明浜地区でしたら、大洲まで行くとか八幡浜に行くとかいうよりも、宇和島の小児科へ走ったほうが早いんで、その辺りの対応はできると考えなかったのかをお聞きいたします。

○片山医療対策室長

小児に関しましては八幡浜、喜多、大洲圏域で組織をしてるんですけども、こちらに関しましては、宇和島圏域という話は、今実際には出ていないというのが現状でございます。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

99 ページなんですけれども、看護師等奨学資金貸与制度事業なんですけれども、この事業が始まって今まで何人の方が貸付を受けられて、現在何人の方が、西予市民病院で働いておられるのかお伺いいたします。

○片山医療対策室長

こちらにつきましては、平成 28 年度から今年度まで 10 名に貸与させていただいておるところです。現在につきましては、４名が貸与機関の対象による勤務を今行っているという状況です。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、質疑を終結といたします。

採決に移ります。

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、医療対策室所管分に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手多数であります。

よって、当委員会としては、議案第 40 号医療対策室所管分について可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 29 分）

【野村病院】

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 31 分）

続きまして、議案第 23 号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。事務長の説明を求めます。

○垣内野村病院事務長

議案第 23 号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明をいたします。西予市立野村病院が、令和７年４月から無床診療所として運営を行うことに伴い、さきの第４回西予市議会定例会において、同条例の一部を改正する条例制定を行い、あわせて診療科目について議決をいただいたところでありますが、このたび、心療内科の次に精神科を標榜するよう、同条例の一部を改正するものでございます。

現在野村病院は、愛媛大学大学院医学系研究科精神神経科学教室より医師の派遣を受け、診療内科の標榜により診療を行っているところですが、アルツハイマー病やてんかん等の神経系疾患に専門的知識を有する精神保健指定医の派遣を受けやすくするため、精神科を標榜するものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中村委員長

垣内事務長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○大森委員

ちょっと私本当によく分からないので、この件

について質問をさせていただきます。野村病院から野村診療所に移行をして、今までは心療内科ということで、診療をされており、今度看板が心療内科、精神科ということで看板が変わるんですか。心療内科だけだったのが心療内科、精神科ということで、入り口の上に看板がつくんですか。診察室のところに心療内科ってあったのが、心療内科・精神科という形で、病院の入り口にも心療内科・精神科ということで、看板がつくと。それが野村病院が診療所になったことで、こういうふうになるということについての説明をお願いいたします。

○垣内野村病院事務長

この診療科目につきましては、診療所になるから、そういったことに変わるということではございません。精神科を標榜することで、心療内科では取れない加算が取れたりとか、大学のほうからは精神科の先生が来ていただいておりますので、その精神科の先生方が来やすい立場というか、そういったことになれるように配慮したものでございます。

○大森委員

受ける患者としては、心療内科のほうが私はかかりやすいのかなあというふうに思うんですが、精神科となるとまたハードルがちょっと、患者側としては、ハードルが高くなるのかなあというふうに思いますが、そこらはどのようにお考えでしたでしょうか。

○垣内野村病院事務長

私がこちらの病院のほうで勤務する以前の話だと思いますけども、この心療内科を設置するに当たって、委員がおっしゃったような、同じような考えのもとで、心療内科ということで今まで運営をしてきていたと思います。昨今、心理的な病気というのも、割と一般的になってきているというか、そういったことも多くなってきてますので、そういう、今おっしゃったような考えをもちろん持たれてる方も多いかとは思いますけども、そういうことよりももっと精神的な疾患を直で診ていただける先生を呼ぶというか、招聘することを目的とするのが優先かなというふうに考えて、そういったことで対応しようということで進めております。

○大森委員

すいませんよく分からないので続けて質問をさせてください。診療内科の先生、ドクターと、精神科のドクターと２人来られるわけではないと。そういうことではなくて、１人の先生が隔週でこられておる同じ先生がおられるということで、今までどおり同じ先生が来られるんでしょうか。

○垣内野村病院事務長

現在、毎週火曜日に週１回心療内科として診療を行っています。先生としても、同じ大学の同じ教室から来ていただきますので、そういった診療自体が何かこう変わりがあるかというとそれではないので、現状どおりの診療を維持していくっていう形にはなります。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 38 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 46 分）

○酒井副委員長

この条例の改正につきましては、診療所となり、精神科を標榜するとためとありますが、その必要性と経緯、そして、法的な根拠がありましたら説明願いたいということです。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 47 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 56 分）

○垣内野村病院事務長

必要性と経緯につきましては、先ほど御説明をしたとおりでございますので、説明につきましては割愛させていただきます。法的根拠につきましては、医療法上で診療科目を表示するような規定がございますので、それに基づいて表示することとしております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

条例を改正された意味は大変よく分かりました。そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、同じ先生がこられる、もしくは違う先生であっても、心療内科と精神科を１人の先生がやられるということなんですけれども、今まで心療内科で通っておられる方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、その方たちはそのまま心療内科ということでいくのでしょうか。それとも、途中から症状によっては、精神科のほうということになるんで

すか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 58 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 02 分）

○垣内野村病院事務長

心療内科と精神科によって、患者さん側からの視点から見ますと、大きな変更というものはないと思っております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

患者側とすれば、診療内科と精神科となると、非常に診療内科のほうが非常にかかりやすいということは聞いております。その精神科をあわせて標榜されるということによって、ハードルが高くなって、受診を別のクリニックに気軽に行けるところに行くという方も増えるんじゃないかと私は危惧するんですが、レセプトを加算がとれるということと、ハードルが高過ぎて患者がちょっと敬遠してしまうんじゃないかというところの兼ね合いはどのように考えておられるでしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 04 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 04 分）

○垣内野村病院事務長

今ほどの委員御質問の、心療内科のほうが患者さんが減らないのではないかという御質問だったかと思うんですけども、当院としましても、そういったことが、もしかすると起こりうることは可能性としてゼロではないと思いますけども、必要な医療を患者さんに届けるためということで、そういったことはもう危惧せず、精神科っていうことで標榜を行って、診療を患者さんに適切に行えるようにしたいと思っております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ではこれにて質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 23 号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手多数であります。

よって、議案第 23 号は可決と決しました。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 05 分）

【病院】

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 14 分）

続きまして、議案第 48 号「令和７年度西予市病院事業会計予算」について、事務長の説明を求めます。

○麓市民病院事務長

議案第 48 号「令和７年度西予市病院事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。令和７年度におきましては、御承知のとおり地域医療振興協会が、西予市民病院及び野村診療所の運営を行いますので、西予市病院事業会計の予算におきましては、入院や外来に伴う収入や費用については計上されておりません。

公営企業会計予算書 143 ページを御覧ください。

第２条業務の予定量でございますが、許可病床数は、西予市民病院 154 床でございます。また、主な建設改良事業として、施設整備事業費 600 万円、医療器械等備品購入費 2 億 9500 万円を計上いたしております。

次に、第３条収益的収入及び支出でございますが、収入では、病院事業収益の総額を 13 億 5018 万 3000 円と定め、医業収益 5587 万円、医業外収益 12 億 8330 万 3000 円、特別利益 1101 万円を計上いたしております。これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を 14 億 8465 万円と定め、医業費用 13 億 3804 万 9000 円、医業外費用 1 億 4360 万 1000 円、特別損失 300 万円を計上いたしております。

次に、第４条の資本的収入及び支出について御説明いたします。収入では、総額を 7 億 143 万 1000 円と定め、出資金 100 万円、負担金及び交付金 4 億 43 万 1000 円、企業債 3 億円を計上しております。これに対しまして支出では、7 億 143 万 2000 円と定め、建設改良費 3 億 100 万円、企業債償還金 4 億 43 万 1000 円を計上しております。

第５条の企業債では、病院施設整備及び医療機器の購入を目的といたしまして３億円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第６条では、一時借入金の限度額を２億5000万円と定め、第７条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第８条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費２億811万9000円を定めております。

第９条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額３億7972万2000円を定めております。

また、第 10 条では、重要な資産の取得を定めております。

それでは、詳細につきまして、各事業別明細により御説明を申し上げます。

予算書175ページを御覧ください。

収益的収入について御説明いたします。

１款病院事業収益、１項医業収益、１目入院収益及び２目外来収益につきましては、先ほど御説明したとおり、協会運営となりますのでゼロとなります。３目その他医業収益5587万円は、救急医療の確保に係る一般会計からの負担金 4987 万円と文書料600万円でございます。

次に、２項医業外収益、１目受取利息及び配当金８万2000円は、普通預金、定期預金及び貸付金の利息でございます。２目他会計補助金は、基準に基づく一般会計からの補助金３億7918万2000円、３目補助金は、病床機能再編事業県補助金１億3680万円、４目負担金及び交付金は、176ページの説明にあります項目の一般会計からの負担金の合計３億1243万6000円及び医師派遣による協会からの負担金１億2243万6000円、合計４億3487万2000円。６目長期前受金戻入２億5059万9000円、８目その他医業外収益599万1000円、10目事業所内保育・病児保育運営収益7577万7000円を合わせまして、医業外収益の総額を12億8330万3000円といたしております。このほか、３項特別利益1101万円を加え、病院事業収益の総額を13億5018万3000円といたしております。

次に、178ページを御覧ください。

収益的支出について御説明いたします。

１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費１億4173万6000円、３目経費７億5423万3000円、４目減価償却費４億3428万円、５目資産減耗費780万円とし、医業費用総額13億3804万9000円といたしております。１目給与費につきましては、西予市の所属となる、県から派遣される医師及び医療職員、医療介護推進室の事務職員の給与を見込んでおります。２目材料費及び６目研究研修費につきましては、協会運営に伴いゼロとなります。３目経費につきましては、事務的経費のほか西予市が負担すべき医療機器や建物設備等の修繕料、賃借料及び施設の保守点検委託料となっております。４目減価償却費は、建物や構築物及び機械設備等の減価償却費ですが、償却が進んだことによりまして2670万7000円の減額となっております。１款病院事業費用、２項医業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息3176万5000円及び一時借入金利息２万円を合わせ3178万5000円とし、２目雑支出20万円、３目長期前払消費税償却3523万9000円、４目消費税及び地方消費税60万円、６目事業所内保育・病児保育運営費7577万7000円で、医業外費用の総額を１億4360万円といたしております。このほか特別損失300万円を合わせまして、病院事業費用の総額を14億8465万円といたしております。６目事業所内保育・病児保育運営費が727万6000円の増額となっておりますのは、人勧に基づくものや夜勤手当等の人件費の増に伴うものでございます。

続いて、184ページを御覧ください。

１款資本的収入、１項出資金、１目出資金100万円、２項負担金及び交付金、１目一般会計負担金４億43万1000円、３項企業債、１目企業債３億円を合わせまして、資本的収入の総額を７億143万1000円といたしております。２項負担金及び交付金が１億950万8000円増加しているのは、元金償還に係る一般会計繰入金の増によるものでございます。３項企業債が２億7200万円増額しておりますのは、145ページの10条にもありますが、ＣＴやＭＲＩといった医療機器の購入を行うための財源とするものでございます。

続きまして185ページを御覧ください。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目施設整備事業費600万円は、野村病院の電話交換機設備更新工事です。２目固定資産購入費２億9500万円は、先ほど説明しました機器購入費でございます。２項企業債償還金、１目企業債償還金４億43万1000円を合わせまして、資本的支出の合計を７億143万1000円といたしいたしております。

以上、議案第 48 号「令和７年度西予市民西予市病院事業会計予算」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

麓事務長の説明は終わりました。

これより議案審査に入ります。

質疑はありませんか。

○源委員

予算書の145ページの重要な資産の取得第10条に関してお尋ねしたいと思います。ここに医療機器３種、ＣＴ、ＭＲＩ、病棟生体モニターの更新というふうにあります。当市民病院のほうが建設から約 10 年になるかと思います。現在お使いのＣＴ、ＭＲＩ、病棟生体モニターの経過年数等分かりましたら答弁願います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 26 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 27 分）

○麓市民病院事務長

ＣＴ及びMＲＩについては、開院の平成 26 年に購入したものでございます。病棟生体モニターにつきましても、現在 10 年以上を経過しておるというふうになってございます。

○源委員

そしたらもう１点、来年度、令和７年度から指定管理者制度導入による公設民営になるに当たって、予算書が大きく変わったかと思います。今後、ちょっと先の話になってあれなんですけど、今後 10 年間に関しては同じような形で、例えば医業収益、医業外収益いろいろあると思いますが、同じような感じで毎年予算が出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 28 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 28 分）

○麓市民病院事務長

今後の予算計上の方法についてお答えいたします。今年度大きく変わりました事業会計予算なんですけれども、今後、指定期間 10 年に渡りまして、同様の提出の方法で提出をさせていただきたいと考えております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

ＭＲＩとＣＴの機械を買うときに、以前これを私は質問した記憶があるんですが、医療機器は精密度いろいろ変わってくるんで、リースにしたらどうかという質問を、この平成 27 年ですか、そのときもしていると記憶があるんですが、今回も財政難の中でしたら、今の金利度合でしたら、リースにして、また新しいＭＲＩの機械やＣＴの精密機械が順次出てくるんですが、その辺りは考えられなかったですか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 29 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 30 分）

○麓市民病院事務長

基本的にリースっていうところは考えておりませんでした。といいますのが、交付税措置の関係で、有利な方向ということで考えさせていただきました。今のリースの利率等、そこらも検討して、今後検討の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

○酒井副委員長

この 2 億 9400 万について聞きますが、これについての起債率はどれぐらいになっておりますか。どのような起債を借入れて利率はどんなんなっておりますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる（休憩　午後２時 31 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 33 分）

○麓市民病院事務長

利率につきましては予算書 144 ページにありますとおり 3.5%以内になっておるんですけれども、借受する借入先なんですけれども、病院債が２分の１、過疎債の２分の１に考えております。過疎債については交付税の措置率が 70%、病院債は 25%交付税措置されるものでございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

先ほどのＣＴとMＲＩ の件なんですが、経過年数が、平成 26 年に購入されたということで、平成 26 年から西暦でいうと 2014 年ぐらいでいいですか。11 年ということで、この機械の耐用年数、

もともとのＭＲＩ、ＣＴの耐用年数というものは何年でしょうか。

○中村委員長

暫時休憩をつげる。（休憩　午後２時35分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時37分）

○麓市民病院事務長

医療機器の耐用年数なんですけれども６年となっております。

○大森委員

私が調べたところによりますと、耐用年数が経過後でも、減価償却資産は使用可能で廃棄する必要もありませんとなっております。耐用年数が６年でそこらはどうお考えでしょうか。

○麓市民病院事務長

もちろん今のお考えに沿って、壊れなければずっと使っていていいと思います。今、予算計上させていただいてる機種につきましては、故障の回数が増えて、度々診療に支障をきたしているというところで今回予算計上させていただいております。

○大森委員

これは市民病院のＭＲＩ、ＣＴでしょうか。野村病院にもＣＴとＭＲＩあるとお聞きしましたが。

○麓市民病院事務長

そのとおり両病院に兼ね備えております。今回予算計上させていただいておりますのは、開院時から使用しております西予市民病院のものでございます。

○大森委員

144 ページなんですが、企業債のところで病院施設整備 600 万円、これはどのようなところを整備されるご予定でしょうか。

○麓市民病院事務長

先ほど提案理由の中に御説明いたしましたが、600 万円に関しましては、野村診療所になりますところの電話設備の改修でございます。

○大森委員

この起債なんですが３億円を限度額とするというふうにお聞きをしております。この３億円を限度額とするということはどのようなところから３億円という数字が出てきたんでしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時39分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時40分）

○麓市民病院事務長

今回建設改良費３億100万円となっておりますので、３億円を限度として借り受けるというところで、その年度によって変わるというふうな認識でございます。

○大森委員

145 ページの第９条（５）医師確保対策補助 4900 万円ですけども、内訳はどのようなことに使われるんでしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時41分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時41分）

○麓市民病院事務長

９条の（５）の医師確保対策補助というところの内訳でございますけれども、これは病院診療に来ていただいております来援医師の賃金及びそこについておりますクラークの賃金及びその医師の旅費でございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

ページ 147、２の企業債の償還に係る他会計の負担というところなんですが、令和６年度予定（令和７年３月31日）で40億円の償還にかかる他会計からの負担ということで出ておりますが、これ令和６年度の当初予算で、令和７年３月31日ということで、31 億円で予算を組まれております。これが膨らんだ原因はどういうことでしょう。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時43分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時51分）

○麓市民病院事務長

予算書147ページの２企業債の償還に係る他会計の負担、これ他会計というのが一般会計の負担金のことなんですけれども、前年度予算が 31 億で今年度 40 億というところだったんですけども、前年度予算を組んだ時点では、起債の残高に関して過疎債は 70%、病院債が 50%、一般会計のほうから繰入いただけるというふうになっておりましたが、今回指定管理者導入ということで全て100%を市が負担すると見込まれることから、そういう数字が全て100%の40億円になったもので

ございます。

○大森委員

ちょっと戻りますけど、先ほどの医師の確保の件なんですけども、（５）の医師確保対策補助の件なんですけども、これは協会のほうの政策的医療交付金でしたっけ、あそこから払うのとはまた別で市がこれは払わなければいけないお金になるんでしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 52 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 54 分）

○麓市民病院事務長

ここで１点訂正をさせていただきたいと思います。先ほど大森委員の中で５番の医師確保対策補助というところで、内訳の中で医師の賃金と申し上げましたけれども、正しくは、医師の旅費と医師につきますクラークの賃金の合計でございます。修正した上でこれの続けての質問なんですけれども、これは一般会計から市が受け込みまして、政策的交付金 4.8 億円の中にお支払いをしてですね、協会のほうから先生のほうに払われるというふうな仕組になっております。

○大森委員

154 床の内訳を教えてください。

○麓市民病院事務長

一般病床 109 床、療養病床 43 床、感染症が２床でございます。

○中村委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小玉委員

145 ページの第９条の７給与特例措置補助 1 億 9365 万 9000 円、５年間全職員の給料を払う１年分の金額ですか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（再開　午後２時 55 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 56 分）

○麓市民病院事務長

給与特例措置補助でございますが、委員お見込みのとおり現給保障の１年間分でございます。

○小玉委員

５年間保障するいうことは大体これの５倍いるという見込でしょうか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 57 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 58 分）

○麓市民病院事務長

この数字は５年間どうなるのかという御質問なんですけれども、当然昇給等しますので、金額に関しましては下がってくる見込でございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

全体的なことでちょっとお聞きしたいんですけれども、令和７年の４月から地域医療振興協会に指定管理となるんですけれども、それで、病床 154 床ということで始めるということですよね。それがまつもと議員の一般質問の時点で、何でしたかね、４療養病床ですかね、が今閉じているということで、今後また開けるようにするというような答弁が浅野部長のほうからあったと思うんですけれども、そういうことからすると、病床が全て開けてないと、なかなか収益を上げることは難しいんじゃないかと思います。

その辺のところの心配もあるんですけれども、あと外科ですよね、外科も以前は手術をされていたと聞きますが、今は全く手術はできない状態になっていると聞きます。以前は１年間にどれぐらいの外科手術が行われてたのかもちょっとお聞きしたいのと、もう１点は透析について、前はかなりの人数がいらっしゃったと思うんですけれども、今後 10 人ぐらい診ていくということなんですけれども、そうすると、きちんとした透析のお医者さんが来ない限り、患者さんが増えるのがちょっと難しいのではないかと考えます。

そうすると、病床は全て開いてないで外科の先生でオペができない、また、透析もなかなか患者さんがいない。赤字の部分は何年間は市が見るみたいなことも、地域医療振興協会の事業所計画にあったと思うんですけれども、そういうとこから考えると、地域医療振興会が入って 10 年で変えられるようになるという、変えるというか契約期間 10 年だったと思うんですけれども、どの段階で、ある程度の経営ができていくようなことを考えられてるんですか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 01 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 03 分）

○麓市民病院事務長

病棟ですね、休床しとる部分を含めて全部開かないと経営的にというふうな御質問あったかと思うんですけれども、これにつきましては委員お見込みのとおり、病床数を開かないと経営的にも難しいという現状はございます。

それから外科医師、簡単な手術は麻酔無しでやっておるんですけれども、麻酔を伴うような手術っていうのは現在できていない、たまに愛大のほうからの医師の派遣をもらって手術をやっているところが数件なんですけれども、現状の数値については今つかんでおりませんので後日報告をさせていただきます。

それから３点目透析患者の 10 名程度というところでこれにつきましても、医師確保が重要というところになってくるんですけれども、これにつきましても見込のとおり医師が確保できなければ、こちらのほうの収益も難しいというふうなことになろうかと思います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 04 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 04 分）

○浅野医療介護部長

現在 10 年間の協定書という形で交わすことを予定いたしております。その中で、確かに現在の状況を鑑みれば、直ちに黒字になるということは厳しい状況じゃないかと考えております。その中で、ただ協会のほうにも以前お見えいただいたときに、そこの展望を質問されたときがあったと思うんですけども、少なからずとも協会が受けた時点で、今、赤字が出た段階で、さらに赤字になるということは防いでいると、少なからず横ばいにしてそれから右肩上がりに徐々に改善していくというような考え方で、私どももそのことを望んでいるところでございます。できれば早い段階で、黒字化は当然希望するところでありますけども、そういうことを踏まえまして、協会のほうに、健全経営の方向に向けてしっかりと土台を、しっかり組立て直してもらいまして、適正な病院の運営に当たっていただけるよう、今は希望するところでございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

病院事業会計だけではなしに、地域医療という面で病院のなす役割っていう点でお聞きしてもよろしいですか。

地域の医療は、非常に開業医とのバランスっていうのがあると思うんです。ですから、今回、今までででしたら、自治体が経営する病院でしたので、その辺りを配慮しながらやりました。あそこの市民病院が建つときに、病院専用の患者のバスを用意していただけないかという要望を出しましたけれども、それは医師会の反対で最終的にはできませんでした。そういう関係で医師会の意向とか、そういうものについて、今回、指定管理になる形の中で医師会との兼ね合い、私は地域医療は半々だと思っておりますので、その辺りも含めて、新たな協会が、地域医療をやろうという理事長さんからの決意を私は聞いております。その辺りで、医師会の中に入って、その辺りのバランスをとる役は市のほうにあると思うんです。その辺りをどういうように今後とっていくか、そして地域の医療が、西予市民の医療が、開業医、個別の医院、診療所等々について、バランスをしっかりとれる、市民病院も成り立つ、開業医も成り立つ、そのような形のものをとれるような施策を今後とるべきではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○浅野医療介護部長

現在も、公立病院としての野村病院、市民病院と西予市医師会との連携は、会の中にも両院長入っていただいておりまして、その状況は情報共有はとれているものと考えております。ただし御承知のとおり、医師会自体も高齢化が進んでおりまして、今まで医師会のほうで、個人の患者さん等含めて、頑張っていただいている部分が、先般の小児科の山下小児科もそうですけども、閉院という形の部分もこれから多分出てくる可能性もあろうかと思います。その中で、医師会と今度指定管理となった形で、民間の運営という形で地域医療振興協会にやっていただきますけども、そこにつきましては先ほど酒井副委員長が言われたように、市としましても、これから、現在医療対策室の部分をそのまま、名前は多少変わりますけども、残りますのでしっかりと連携しながら、それぞれがおのおのできることをしっかり区分けしながら、これから西予市の地域医療を守っていかなければならんのじゃないかと考えております。

１番はただ、これからの高齢化、人口減少の中で、これ全国的な問題にもなりますけども、いかに西予市としてそこを生き残っていくための、施策協力しながら、これから打ち出していけるかというとこは、地域を残すための大きな要因になってくるかと思いますので、そこは話合いをしっかりしながら、今後地域のためになるように、努めていけるよう行政としても関わっていきたいと思います。

○酒井副委員長

非常にこれからの地域医療は難しくなるとは思うんですけれども、市民の意識を変えるっていうのが非常に大事だと思うんです。といいますのは、三瓶地区の三瓶病院があるわけでございます。三瓶地区の市民の人たちは、三瓶病院が個人の病院だということはよく分かっております。明浜町の人は三瓶病院っていうのは、西予市がやってるというような解釈する人がまだおるんです。ですから、地域の医療ってのは、自治体病院だけがやるんじゃなしに、やはり今これから、例えば協会にしても、半分は、結局医療法人がやるようになるわけで、その辺りも含めた、やはりバランスの指導っていうのをしっかりと間違わないようにやっていただきたい。

そして、特に宇和地区は高齢化の医院が多いんで、その辺りも含めてひとつ対応も考えていただきたいと、このように予算と少し違った質問をいたしましたけれども、委員長の許可を得ましたんで、お話をさせていただきました。その対応はこれから大変でございましょうけれども、何とか人口減少の中で、医療介護部のほうでまたいろんな案を出していただきたいと思っておりますので、よろしく対応をお願いします。

○浅野医療介護部長

今ほど酒井副委員長のほうから市民の意識改革の話もおっしゃられました。私も医療介護部長となって地域の中に出向いていく中で、いろんな声を聞く中で、やはり市民の考え方の中で、以前の人口が増える時、高度経済成長の右肩上がりで人口が増える中での医療施策の部分と、今、逆に人口が下がってきて、今までこうできよったことができなくなってきよるという、この現在の状況のギャップが、まだ市民の方に「以前はやってもろたんで同じようにやってもらう」という感覚があるんじゃないかと思います。西予市としましても当然同じような形で、それに取り組む考えなんですけども、それがいかんせん以前と比べて、財政状況も踏まえて、人も踏まえて、１番は人かもしれませんけど、できなくなってきとるということは非常に問題で、市民とそこの意思の疎通というか、それをしっかり行政として、これから説明していかなければならないと思いますし、また、市民の代表である議員さんにおかれましてもですね、直接話される機会もあろうかと思いますんで、これは言い訳じゃないですけども現在の状況というのを、しっかりと市民の方にも説明していただけたら非常にありがたいです。勝手なこと言いますけども、以上、答弁とさせていただきます。

○中村委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井副委員長

なかなかここまでに、２年間大変だったと思います。そしてここにおられる方々が、皆さんそれに対峙された方ばかりなんで、改めて一言お礼を申し上げてご苦労でございました。大変な時期もあったと思いますけども、いろんな嫌味言われたり、いろいろなことがあったと思いますけども、３月末までしっかりと頑張っていただいて、大変だったでしょうけど御苦労さまでした。という形をお伝えさせていただきます。ありがとうございました。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

採決に移ります。

お諮りいたします。

議案第 48 号「令和７年度西予市病院事業会計予算」について賛成の委員の挙手を求めます。

○中村委員長

〔賛成者挙手〕

下ろしてください。

挙手多数であります。

よって、当委員会としては、議案第 48 号「令和７年度西予市病院事業会計予算」については、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 14 分）

【つくし苑】

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後３時21分）

続きまして、議案第 49 号「令和７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、事務長の説明を求めます。

○亀岡つくし苑事務長

議案第 49 号「令和７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について御説明を申し上げます。

野村介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、令和７年度から公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者として管理運営することとなっておりますが、利用者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか、必要な医療等を提供することによりまして、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ、信頼される施設を目指して、引き続き介護サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書 187 ページをお開きください。

まず、第２条の業務の予定量につきまして御説明いたします。第２条業務の予定量については、これまでどおり、入所定員100名、通所定員35名で運営することとしております。

次に、第３条の収益的収入及び支出について御説明いたします。指定管理者制度に移行することによりまして、これまでの施設事業収益である介護報酬や施設の利用料等は、地域医療振興協会の収入となり、施設運営事業費用についても、協会から支出する費用となりますので、大きく予算額は変わっております。収入では、施設事業収益の総額を 7572 万円と定め、施設運営事業収益３万円、施設運営事業外収益 3525 万円、特別利益 4044 万円を計上しております。これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を 1 億 881 万 4000 円と定め、施設運営事業費用 1 億 520 万 4000 円、施設運営事業外費用 361 万円を計上しております。

第４条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を 8410 万 1000 円、資本的支出を 8410 万 1000 円、同額を計上しております。

続いて、188 ページをお開きください。

第５条では、一時借入金の限度額を１億円と定め、第６条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定め、第７条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 433 万 5000 円を定めております。

また、第８条では、他会計からの補助金として、基礎年金拠出金補助、企業債元金償還補助等、合計で 9215 万円を定めるものでございます。

それでは、収益的収入及び支出、また、資本的収入及び支出の詳細につきまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

215 ページをお開きください。

収益的収入では、1 款施設事業収益、1 項施設運営事業収益、1 目施設介護給付費収益、2 目居宅介護給付費収益は、ゼロ円となっており、3 目その他施設運営事業収益３万円を計上しております。前年度と比較して大きく減少しておりますが、先ほど御説明いたしましたように、事業収益、費用は、協会の収入費用となっております。今年度計上しております額は、施設長が作成する文書料のみとなっております。次に、2 項施設運営事業外収益は 3525 万円を計上しております。主なものは、2 目他会計補助金 804 万 9000 円、5 目その他施設運営事業外収益 75 万 3000 円及び 6 目長期前受金戻入 2637 万 8000 円となっております。次に、3 項特別利益として、2 目過年度損益修正益として 4044 万円を計上しております。

続きまして、217 ページをお開きください。

収益的支出について、御説明申し上げます。1 款施設事業費用、1 項施設運営事業費用は、1 目給与費、令和７年度より開設される医療介護推進室に配属される職員給の給与費等の費用、3 目経費は主なものとしまして、つくし苑に係る事務経費、つくし苑駐車場借地料、企業会計システムリース料、つくし苑に係る市負担修繕料等を計上しております。また、5 目減価償却費として、つくし苑の建物、構築物、器械備品、車両等の減価償却費、合計 4771 万 2000 円を計上しております。2 項施設運営事業外費用では、1 項支払利息及び企業債取扱諸費として合計 360 万円、2 目雑支出として１万円を計上しております。

次に 220 ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。まず、1 款資本的収入、2 項補助金、1 目他会計補助金ですが、企業債元金償還補助 8410 万 1000 円を計上しております。前年度と比較して 410 万 5000 円の減となっております。これは、平成 29 年度の増築に伴い、借入を行った介護サー

ビス事業債の償還に伴うものとなっております。

次に、221 ページを御覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目固定資産購入費については、７年度は計上しておりません。2 項企業債償還金、1 目企業債償還金 8410 万 1000 円を計上しております。

最後に、222 ページをお開きください。

1 款たな卸資産購入限度額、1 項たな卸資産購入限度額、1 目たな卸資産購入限度額についても計上をしておりません。

その他、説明を割愛させていただきました、予算に関する注記、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、損益計算書、貸借対照表等につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○中村委員長

亀岡事務長の説明は終わりました。

これより議案審査に入ります。

質疑はございませんか。

○源委員

一つ前の病院事業会計のところにもありましたが、いわゆる現給保障という部分があったかと思います。予算書の中でどれがそれに当たるかというのを答弁いただければと思います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 30 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 30 分）

○亀岡つくし苑事務長

予算書 218 ページを御覧ください。

そこの 14 節負担金補助及び交付金というのがあるかと思いますが、給与等特例措置交付金 3814 万 3000 円が正職分、その下の医療福祉業務協力金 491 万 3000 円が会計年度分の現給保障となっております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○小玉委員

それこそ野村病院、入院病棟がなくなりましたけど、それに伴うつくし苑の利用者の増減みたいのがありますか。

○亀岡つくし苑事務長

野村病院の入院病床がなくなったことに対する影響ということで御質問ありましたので、お答えしたいと思います。１月の末から、野村病院の病床数がだんだん減ってまいりました。それの受入れをするべく、つくし苑のほうでも利用の制限というか調整をしておりましたおかげで、今は減っておりますが、だんだんと利用者のほうは増えている状態です。まだ定員にはあきがありますので、十分かと思っております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようでございますので、これで質疑を終結といたしたいと思います。

採決に移ります。

議案第 49 号「令和７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 49 号「令和７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」は、当委員会では可決と決定いたしました。

本委員会に付託されました議案についての審査はこれにて全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

○酒井副委員長

以上で、令和７年第１回定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会　午後３時 33 分

西予市議会委員会条例第30条第１項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長　　中村　一雅